

# 令和2年度

## 第2回 東京都移動性向上委員会

日時：令和3年2月15日（月）13時00分～  
場所：九段第3合同庁舎15階 第二会議室

### 議 事 次 第

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 委員の紹介
4. 議 事
  - (1) 主要渋滞箇所の解除
  - (2) 緊急事態宣言時における交通状況の変化
5. そ の 他
6. 閉 会

#### 【資料一覧】

- 資料1 : 令和2年度第2回東京都移動性向上委員会 資料  
資料2 : 緊急事態宣言時における交通状況の変化  
参考資料1 : 令和2年度第1回東京都移動性向上委員会 議事要旨  
参考資料2 : 東京都移動性向上委員会 規約・委員名簿

**令和2年度**  
**第2回 東京都移動性向上委員会**

**令和3年2月15日(月)**

**関東地方整備局 東京国道事務所**

# 委員会の開催経緯

## ■ボトルネック協議会を踏まえ、移動性向上委員会を開催しています。

- 平成25年1月に「主要渋滞箇所(433箇所)」を公表。第4回首都圏ボトルネック対策協議会を平成25年6月に開催し、対応の基本方針を決定。
- BN協議会で示された結果から平成26年以降の東京都移動性向上委員会にて、モニタリング結果及び渋滞対策等の内容を情報共有。
- 令和元年度第2回委員会までに35箇所が解除され、一般道路の主要渋滞箇所は令和2年8月末時点で現在398箇所。

渋滞対策検討の経緯

	平成24年度			平成25年度		平成26年度			平成27年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~3月	4~6月	7~12月	1~3月	4~10月	11~3月	4~8月	9~3月	4~7月	8~3月	4~7月	8~3月	4~8月	9~3月	4~8月
東京都移動性向上委員会		移動性向上委員会開催 (8月22日開催)			移動性向上委員会開催 (6月3日開催)		移動性向上委員会開催 (8月19日開催)		移動性向上委員会開催 (10月22日開催)		移動性向上委員会開催 (8月4日開催)		移動性向上委員会開催 (7月28日開催)		平成30年度第1回 移動性向上委員会開催 (7月26日開催)	平成30年度第2回 移動性向上委員会開催 (3月15日開催)	令和元年度第1回 移動性向上委員会開催 (8月8日開催)	令和元年度第2回 移動性向上委員会開催 (2月18日開催)	令和2年度第1回 移動性向上委員会開催 (8月18日開催)	令和2年度第2回 移動性向上委員会開催 (2月15日開催)
首都圏渋滞ボトルネック対策協議会	第1回首都圏渋滞ボトルネック対策協議会開催(6月29日開催)	第2回首都圏渋滞ボトルネック対策協議会開催(7月26日開催)	11月9日~11月18日実施 パブリックコメント	第3回首都圏渋滞ボトルネック対策協議会開催(12月10日開催)	主要渋滞箇所の公表(1月18日)	第4回首都圏渋滞ボトルネック対策協議会開催(6月18日開催)														
WGについて					WGの開催 ○中央道渋滞 ボトルネックWG (12月26日開催)	WGの開催 ○中央道渋滞 ボトルネックWG (6月11・30日開催)		WGの開催 ○中央道渋滞 ボトルネックWG (3月24日開催)				WGの開催 ○中央道渋滞 ボトルネックWG (10月18日開催)		WGの開催 ○中央道渋滞 ボトルネックWG (11月22日開催)		WGの開催 ○中央道渋滞 ボトルネックWG (10月12日開催)		WGの開催 ○中央道渋滞 ボトルネックWG (3月5日開催)		

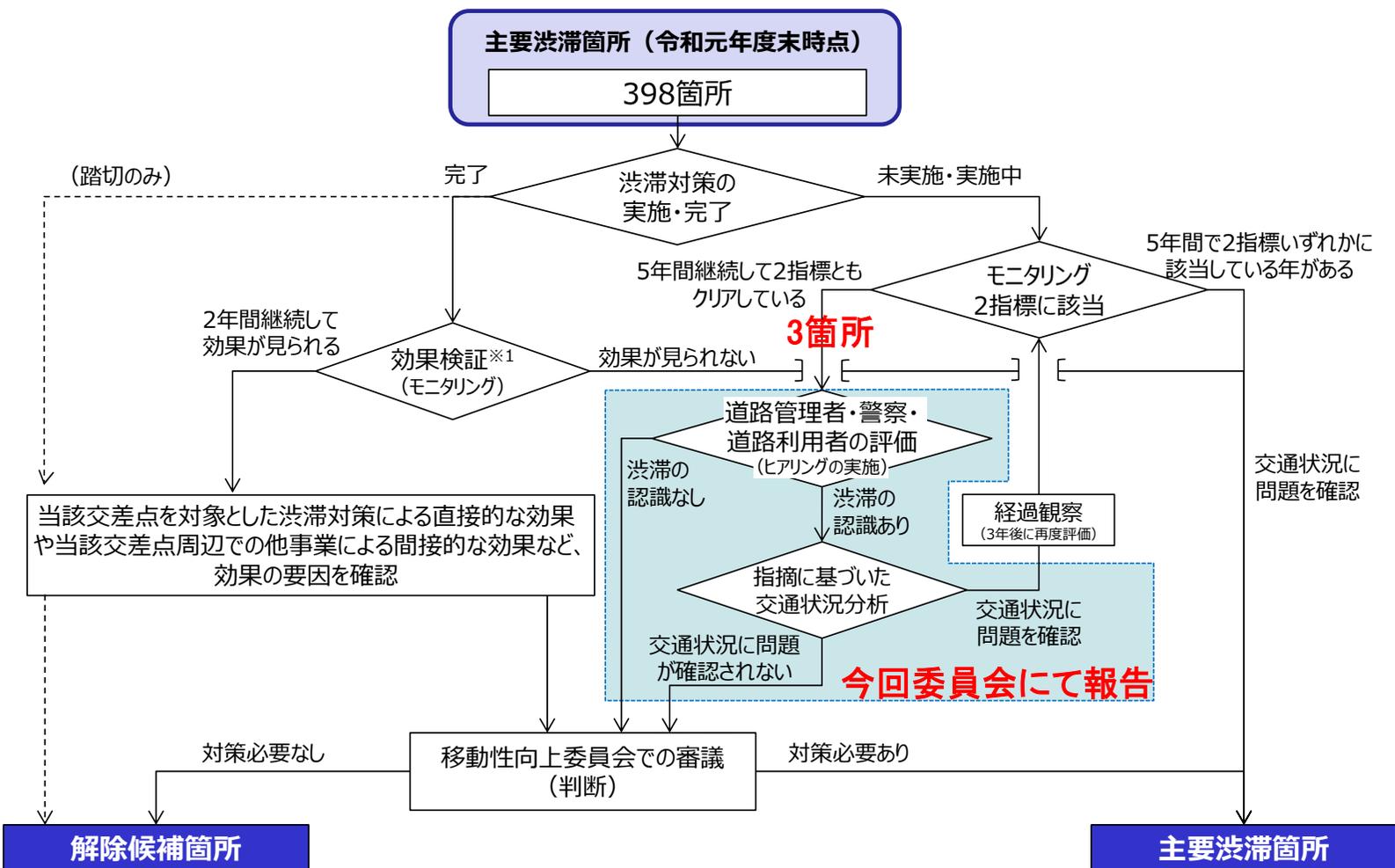
# 主要渋滞箇所の解除

# 主要渋滞箇所の解除

## (1) 解除の考え方

■ 解除の考え方によって、解除箇所を選定します。

○ 渋滞対策が未実施または実施中であるものの、直近5年間継続してモニタリング指標が要件に該当しない**3箇所**について、**道路管理者及び警察・道路利用者の評価(ヒアリングの実施)**及び**交通状況分析**を踏まえ、**主要渋滞箇所の解除を検討する。**



※ 効果検証(モニタリング)では昼間12時間・ピーク時旅行速度より検証を行っている。

■ 主要渋滞箇所のモニタリング指標  
(主要渋滞箇所の選定時の平日の旅行速度2要件)

- 【A】 平日昼間12時間平均旅行速度が20km/h以下
- 【B】 平日ピーク時平均旅行速度が10km/h以下

# 主要渋滞箇所の解除

## (2) 解除候補箇所【対策未実施・実施中箇所のうち5年間継続して指標に該当しない箇所】

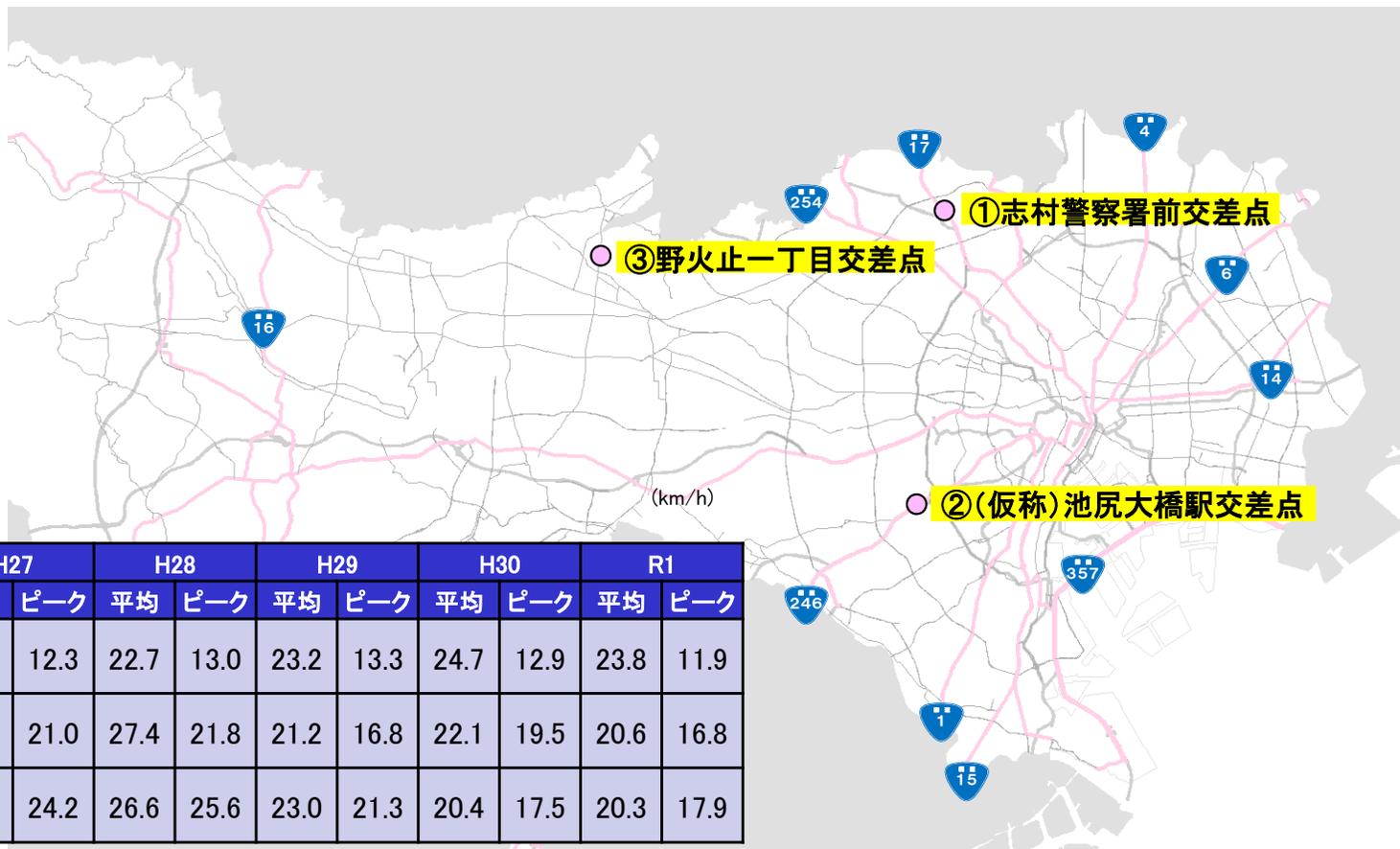
■志村警察署前交差点、(仮称)池尻大橋駅交差点、野火止一丁目交差点の3箇所について、主要渋滞箇所の解除フローに基づき、ヒアリングを実施した結果を踏まえて、解除方針を本委員会で審議します。

### ■対象箇所(3箇所)

#### ■主要渋滞箇所のモニタリング指標

(主要渋滞箇所の選定時の平日の旅行速度2要件)

- 【A】平日昼間12時間平均旅行速度が20km/h以下
- 【B】平日ピーク時平均旅行速度が10km/h以下



No	路線名	交差点名	H27		H28		H29		H30		R1	
			平均	ピーク								
1	一般国道17号	志村警察署前交差点 <small>しむらけいさつしよまえ</small>	22.0	12.3	22.7	13.0	23.2	13.3	24.7	12.9	23.8	11.9
2	一般国道246号	(仮称)池尻大橋駅交差点 <small>いけじりおおはしえき</small>	25.6	21.0	27.4	21.8	21.2	16.8	22.1	19.5	20.6	16.8
3	府中清瀬線	野火止一丁目交差点 <small>のびどめいちちようめ</small>	25.2	24.2	26.6	25.6	23.0	21.3	20.4	17.5	20.3	17.9

※流入区間毎の各年のプローブデータ(H28年までは民プロ、H29年以降はETC2.0データ)の昼間12時間旅行速度を一般交通量調査(H28以降はH27年値、その他はH22年値)の昼間12時間交通量で加重平均して算出した交差点の平均流入速度

# 主要渋滞箇所の解除

## (3)ヒアリング内容

- 対象箇所を管轄・営業区域としている主体に、渋滞の認識に関するヒアリングを実施しました。
- あわせて、渋滞の発生状況や想定される要因等に関する意見収集を行いました。

### ■ヒアリングの実施概要

項目	内容
目的	道路管理者、警察、道路利用者等の各々の視点からの『渋滞の認識』と発生状況、周辺状況の変化をお伺いし、主要渋滞箇所の解除を判断する際の参考とする
調査方法	ヒアリング形式（訪問・電話）
実施期間	2020年11～12月頃
対象※	東京都（建設局）、板橋区、東久留米市、警視庁（交通規制課・交通管制課）、東京都バス協会、東京都トラック協会、東京国道事務所
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・現在の渋滞の認識有無 ⇒渋滞の認識がある場合は、以下の内容を追加で質問</li><li>・渋滞状況、渋滞要因、主要渋滞箇所に影響を与えられとされる周辺状況</li></ul>

※対象箇所を管轄・営業区域にもつ関係主体（道路管理者、警察、道路利用者（トラック協会、バス協会））に対して実施  
※東京都バス協会及び東京都トラック協会は、当該交差点を営業エリアにもつ会社や支部からの意見を収集・整理

# 主要渋滞箇所の解除

## (4)ヒアリング結果と解除方針案

■志村警察署前交差点、(仮称)池尻大橋駅交差点、野火止一丁目交差点  
 →「渋滞の認識あり」及び具体的な意見があったため、**交通状況分析**を行い、問題の有無を確認した上で、解除方針について再提示

### ■ヒアリング結果

番号	交差点名	所在地	交差路線名		東京 国道	東京都 建設局	板橋区	東久留米 市	警視庁	バス 協会	トラック 協会	解除 方針 (案)
			主方向	従方向								
①	志村警察署前 交差点	板橋区	一般国道 17号	特別区道 第1954-1号線	○	-	○	-	○	×	×	<b>交通状況 分析を実施</b>
②	(仮称)池尻大橋 駅交差点	目黒区	一般国道 246号	-	○	-	-	-	×	○	×	<b>交通状況 分析を実施</b>
③	野火止一丁目 交差点	東久留米市	都道15号 府中清瀬線	東久留米市道 下里本邑通り	-	○	-	×	○	×	×	<b>交通状況 分析を実施</b>
				東久留米市道 幸通り								

※道路管理者には管理路線の方向を対象に調査実施

○：渋滞の認識なし、×：渋滞の認識あり、-：対象外

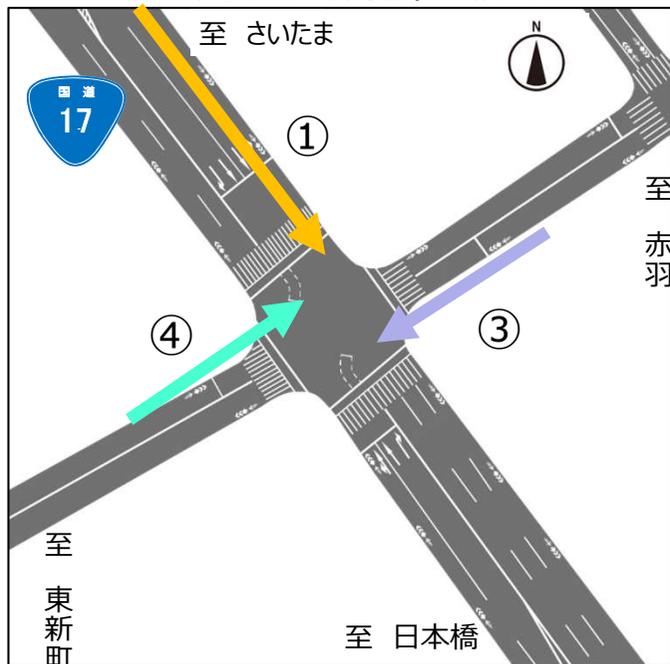
# 主要渋滞箇所 の 解除

## (5)ヒアリングでいただいたご意見 1) 志村警察署前交差点

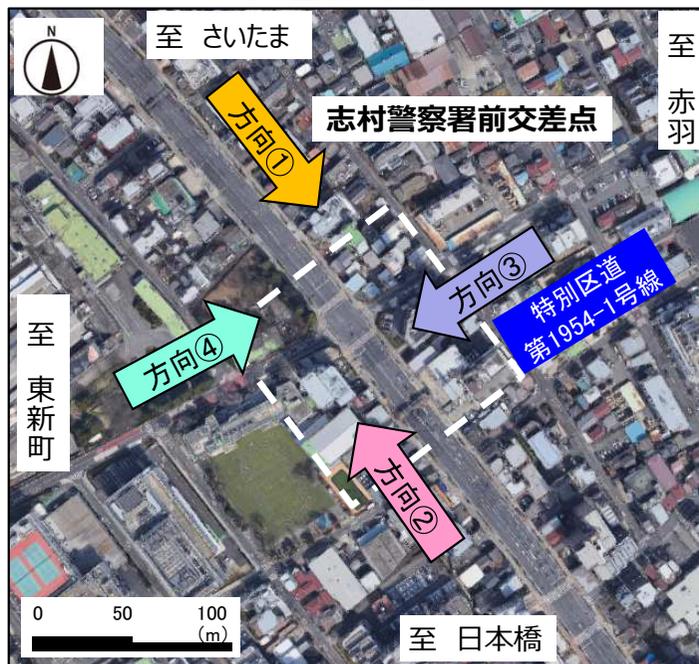
方向	渋滞状況に関する意見	渋滞要因に関する意見	周辺状況に関する意見
①	・直進方向で渋滞が発生 (平日、朝頃)	・「週明け」「週末」を中心として、約1.5km先の「大和町」交差点から続く渋滞が、志村警察署前を含めて伸びている ・清水町交差点→大和町交差点周辺の交差点の信号切り替わりのタイミングが悪い	・大和町交差点よりも先の区間で駐車車両が多く見られ、交通に影響を与えている
③	・直進方向で渋滞が発生 (平日、朝夕)	・片側1車線で赤信号時間が長いため、信号を2,3回待つ	—
④	・直進方向で渋滞が発生 (平日、朝夕)	・片側1車線で赤信号時間が長いため、信号を2,3回待つ	—

### ■ 交差点位置情報

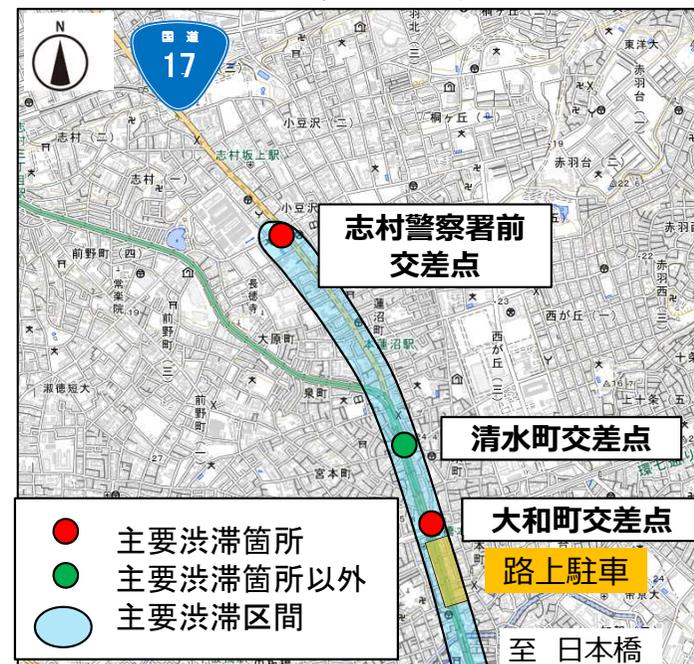
＜渋滞意見の方向と車線構成＞



＜交差点の概要＞



至さいたま ＜交差点周辺の状況＞



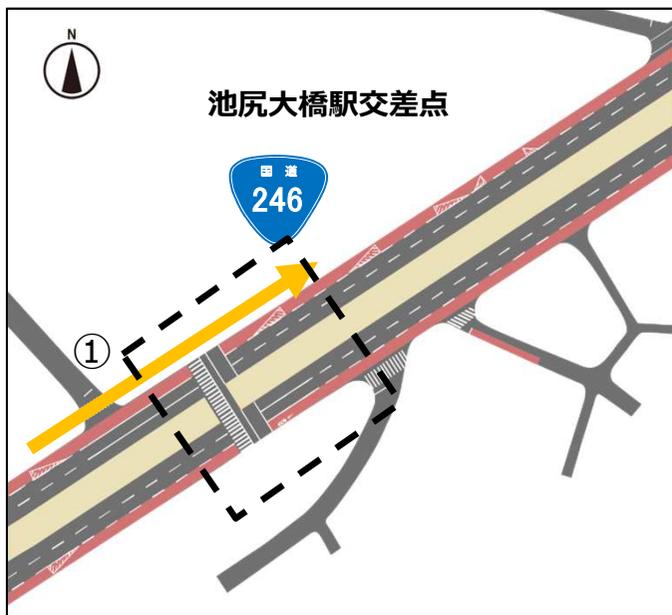
# 主要渋滞箇所 の 解除

## (5)ヒアリングでいただいたご意見 2) (仮称)池尻大橋駅交差点

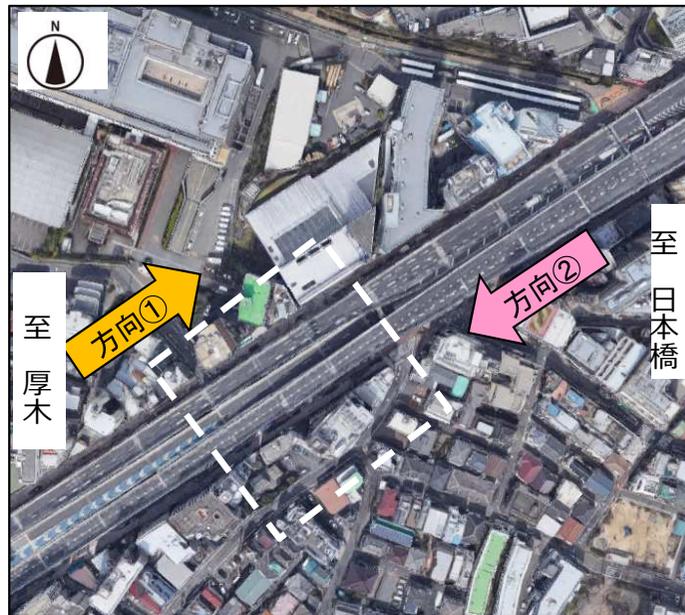
方向	渋滞状況に関する意見	渋滞要因に関する意見	周辺状況に関する意見
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>直進方向で渋滞が発生 (平日、終日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通量が多く、信号交差点が隣接しており混雑している</li> <li>大橋交差点を先頭に、三宿交差点までの区間で信号数回待ち</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いつも混雑しているため、地元運送業者は利用しない</li> <li>2015年に中央環状線大橋ジャンクションが開通したが、渋滞等特段の変化はない</li> </ul>

### ■ 交差点位置情報

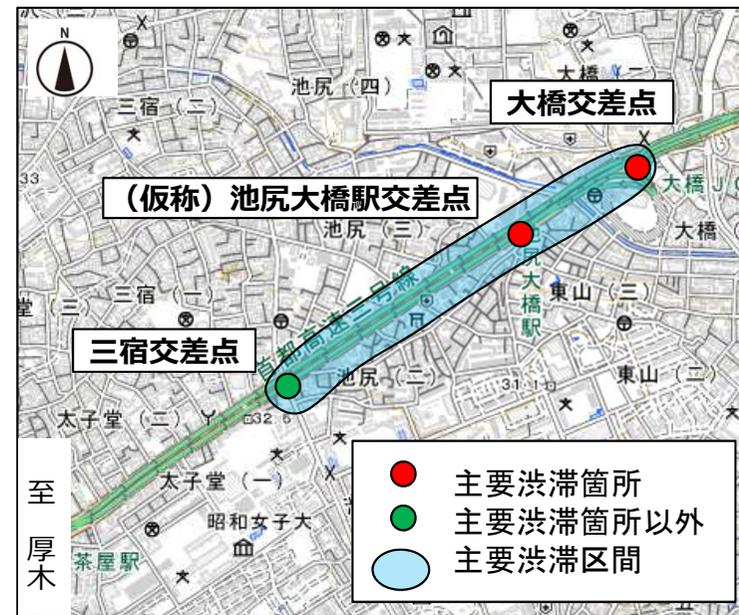
<渋滞意見の方向と車線構成>



<交差点の概要>



<交差点周辺の状況>



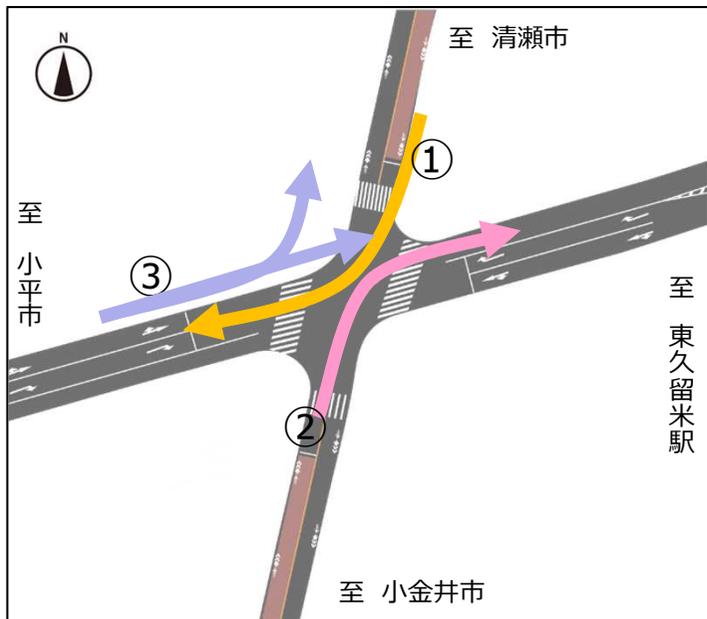
# 主要渋滞箇所の解除

## (5)ヒアリングでいただいたご意見 3)野火止一丁目交差点

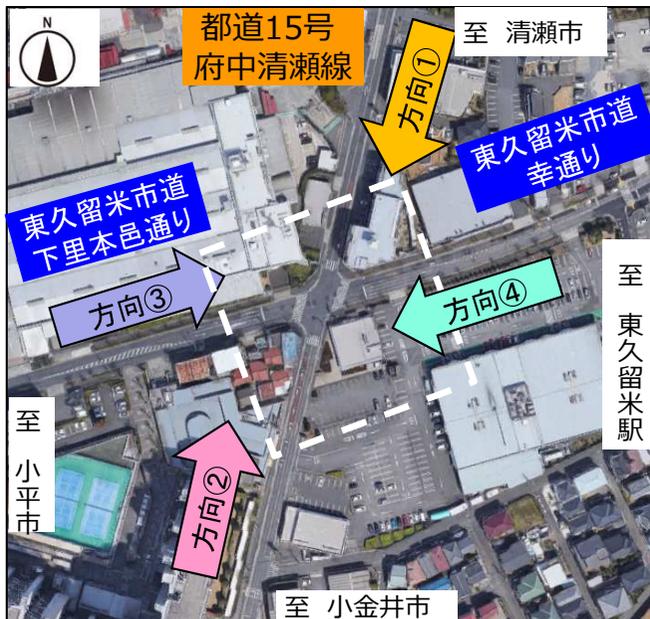
方向	渋滞状況に関する意見	渋滞要因に関する意見	周辺状況に関する意見
①	・右折方向で渋滞が発生 (平日、朝夕)	・通過するのに信号 2~3 回待つ ・車列は 30m程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南北を連絡する都道は、大型車も多く、また幅員も狭いため自家用でも側方通過が困難である</li> <li>・当該交差点の西側に大型商業施設があり、その出口が右折禁止のため、全ての車両が方向③から交差点に向かう為、車両が増加している</li> </ul>
②	・右折方向で渋滞が発生 (平日、朝夕)	・通過するのに信号 2~3 回待つ ・車列は 30m程度	
③	・直左方向で渋滞が発生 (平日 週末、夕方)	・通過するのに信号を 3、4 回待つ (夕方に一時的な混雑が発生) ・歩行者の横断で左折待ちが発生する	

### ■ 交差点位置情報

＜渋滞意見の方向と車線構成＞



＜交差点の概要＞



＜交差点周辺の状況＞



# 主要渋滞箇所 の 解除

## (6) 交通状況分析結果と解除判定(案)

### ■交通状況分析結果と解除判定(案)

交差点名	対象路線・進行方向 (時間帯)	渋滞要因等 (道路利用者からの指摘)	交通状況分析結果	判定(案)
志村 警察署前 交差点	①国道17号 上り (平日、朝頃)	進行方向先の大和町から続く 渋滞で直進方向が渋滞	①データ分析結果では、大和町を先頭にした速度低下が朝の時間帯 で見られたものの、現地踏査結果では、大和町交差点からの先詰まり の影響が志村交差点まで影響する場合を除き、 <b>信号1サイクルで 捌け残りなく通過できている</b> ことが確認された。 ③、④ともデータ分析結果では、終日速度低下が見られたものの、現 地踏査結果では、片側1車線特有の事象※による捌け残りを除き、 <b>信号1サイクルで捌け残りなく通過できている</b> ことが確認された。	解除
	③特別区道 第1954-1号線 西行き (平日、朝夕)	片側1車線で赤信号時間が 長く2~3回通過待ち		
	④特別区道 第1954-1号線 東行き (平日、朝夕)	片側1車線で赤信号時間が 長く2~3回通過待ち		
(仮称) 池尻大橋 駅交差点	①国道246号 上り (平日、終日)	交通量と信号が多い箇所 で進行方向先の大橋交差点か ら混雑している	①データ分析結果では、朝の時間帯に一部速度低下が見られたもの の、現地踏査結果では <b>全ての車両が信号1サイクルで捌け残りなく 通過できている</b> ことが確認された。	解除
野火止 一丁目 交差点	①都道15号 府中清瀬線 南行き (平日、朝夕)	右折方向で通過するのに信 号2回待ち	①データ分析結果では、右折方向で速度低下が見られたものの、現 地踏査結果では、片側1車線特有の事象※による捌け残りを除き、 <b>信号1サイクルで捌け残りなく通過できている</b> ことが確認された。 ②データ分析結果では、右折方向で速度低下が見られたものの、現 地踏査結果では、片側1車線特有の事象※による捌け残りを除き、 <b>信号1サイクルで捌け残りなく通過できている</b> ことが確認された。 ③データ分析結果では、直進および左折方向で速度低下が見られた ものの、現地踏査結果においても、歩行者横断による左折待ちや、 商業施設や工場からの流出車両の集中による滞留長が伸びる場 合を除き、 <b>信号1サイクルで捌け残りなく通過できている</b> ことが確認 された。	解除
	②都道15号 府中清瀬線 西行き (平日、朝夕)	右折方向で通過するのに信 号2回待ち		
	③東久留米市道 下里本邑通り 東行き (平日、週末、夕方)	歩行者の横断で左折待ちが 発生し、直進および左折方向 で信号3~4回待ち		

※右折待ち車両による後続の大型車両の追越しができない場合等

# 主要渋滞箇所の解除

## (7) 解除候補箇所の解除方針(案)

■ 対策が未実施または実施中であり、直近5年間継続して主要渋滞箇所のモニタリング指標に該当しない3箇所について、ヒアリング及び交通状況分析結果から、以下のように解除方針を提案します。

### 1) 志村警察署前交差点

・ヒアリングで「渋滞の認識あり」及び具体的な意見があり、交通状況分析結果でも一部速度低下が確認されたが、進行方向先の大和町交差点の先詰まりの影響が志村交差点まで影響する場合を除き、**信号1サイクルで捌け残りなく通過できている**ため、**解除**することを提案します。

### 2) (仮称)池尻大橋駅交差点

・ヒアリングで「渋滞の認識あり」及び具体的な意見があり、交通状況分析結果でも朝の時間帯で交通量が多く、一部速度低下が確認されたが、**全ての車両が信号1サイクルで捌け残りなく通過できている**ため、**解除**することを提案します。

### 3) 野火止一丁目交差点

・ヒアリングで「渋滞の認識あり」及び具体的な意見があり、交通状況分析結果でも一部速度低下が確認されたが、右左折待ちによる通行阻害が見られる場合を除き、**信号1サイクルで捌け残りなく通過できている**ため、**解除**することを提案します。

## ■ 解除方針(案)

番号	路線名	交差点名	解除方針 (案)
1)	一般国道17号	志村警察署前交差点	解除
2)	一般国道246号	(仮称)池尻大橋駅交差点	解除
3)	都道15号 府中清瀬線	野火止一丁目交差点	解除

# 緊急事態宣言時における交通状況の変化

令和3年2月15日(月)

関東地方整備局 東京国道事務所

# 都内の新型コロナウイルスに関する主な経緯

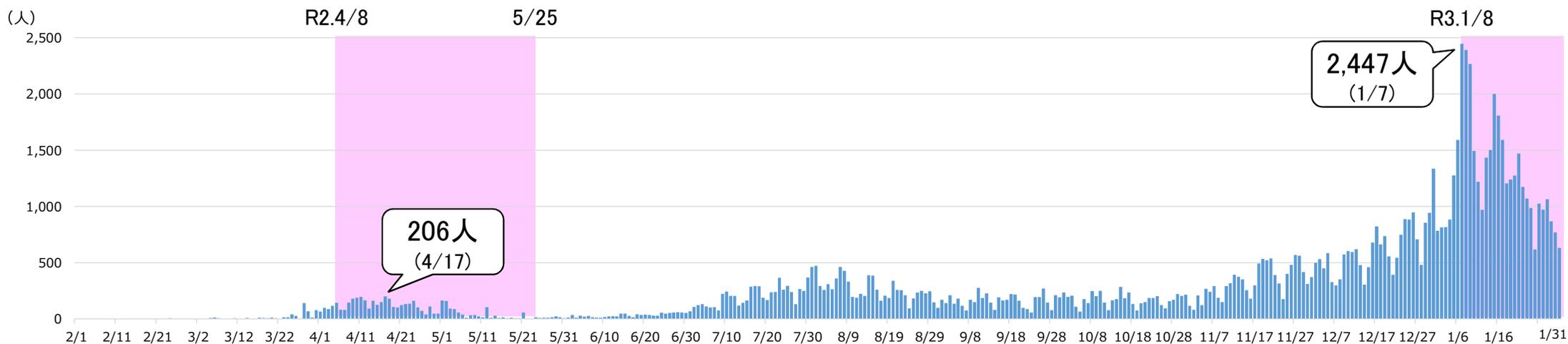
## ■移動自粛要請等の主な経緯

1月	1/30：WHOが国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を宣言	6月	6/ 1：東京都ステップ2に移行、映画、ジム休業要請緩和 6/ 1：首都圏・北海道以外の県を跨ぐ移動の自粛要請を解除 6/19：東京アラート解除、ステップ3移行休業要請全面解除 6/19：政府が県を跨ぐ移動の自粛要請を解除
2月	2/ 1：政府が指定感染症に指定 2/17：政府が不要不急の集会を控えるよう求める	7月以降	7/15：東京都が警戒レベルを最高の「感染が拡大」に引き上げ 7/22：東京都発着をのぞくGOTOトラベルキャンペーン開始 10/1：東京都発着もGOTOトラベルキャンペーンの対象となる 12/18：東京都、札幌市、大阪市、名古屋市を目的地とする旅行がGOTOトラベルキャンペーンの対象外となる 12/28：GOTOトラベルキャンペーンの全国一斉に一時停止
3月	3/25：東京都知事「感染爆発の重大局面」を発表 3/27：東京都知事が東京都を中心（千葉、神奈川、埼玉ほか）に外出自粛を要請	R3年	1/ 7：内閣総理大臣が4都県を対象に緊急事態を宣言（1/8から） 1/13：緊急事態宣言対象地域を11都府県に拡大（1/14から） 2/ 2：緊急事態宣言を10都府県を対象に3月7日まで延長を決定
4月	4/ 7：内閣総理大臣が1都3県を含む7都府県を対象とした緊急事態を宣言、外出自粛要請開始（4/8から） 4/25～5/6：1都3県「STAY HOME週間」		
5月	5/ 4：緊急事態宣言を全国で5月31日まで延長を決定 5/25：8道府県の緊急事態宣言解除、東京都ステップ0を開始 5/26：東京都ステップ1に移行、美術館、運動施設の休業自粛緩和		

## ■都内の新型コロナウイルス新規感染報告者数の推移

緊急事態宣言

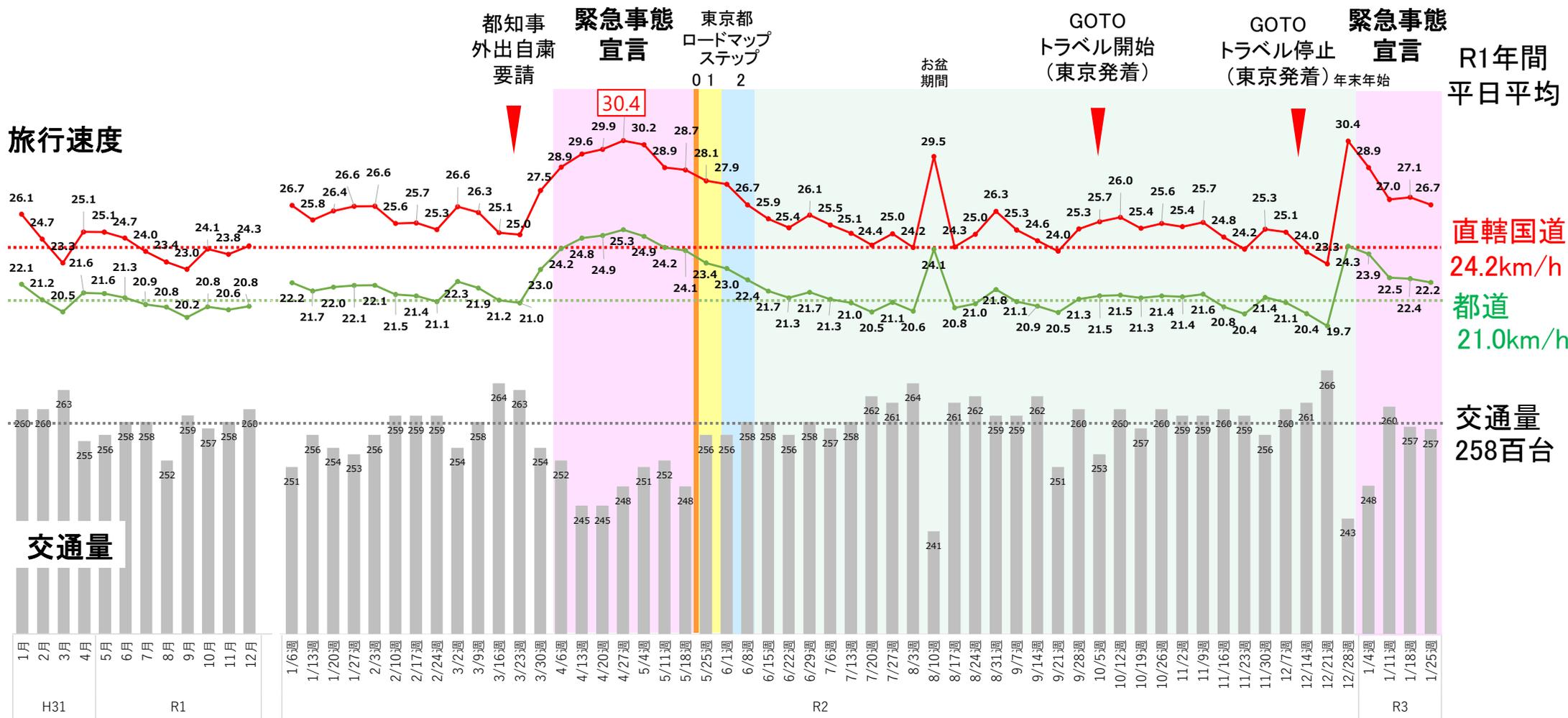
緊急事態宣言



# 緊急事態宣言時における交通状況の変化

## (1) コロナ禍における都内の交通状況の変化

- 解除後は、交通量、旅行速度ともに、緊急事態宣言前の水準に徐々に戻り、7月頃にR1年間平日平均並みに回復。
- その後は増減があるものの、概ね横ばいを維持。
- 緊急事態宣言 再宣言後(R3.1)は、交通量は概ね横ばいであるが、旅行速度は再び上昇がみられる。



折れ線グラフ: 昼間12時間平均旅行速度(km/h)

ETC2.0プローブ情報様式2-3データから集計した昼間12時間旅行速度(※一部速報値を含む)

棒グラフ: 昼間12時間平均交通量(百台/12時間)

都内の直轄国道上の常時観測トラフィックカウンター(21箇所)における平日昼間12時間交通量

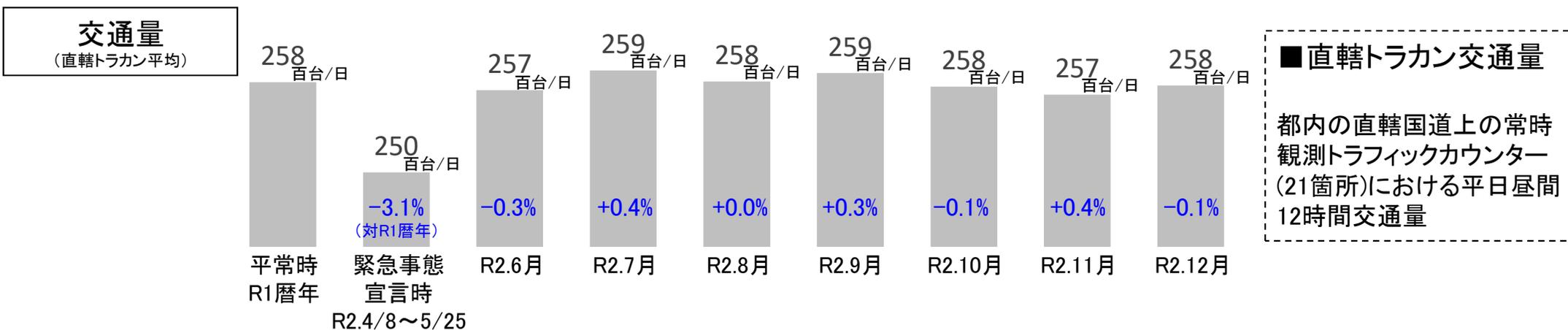
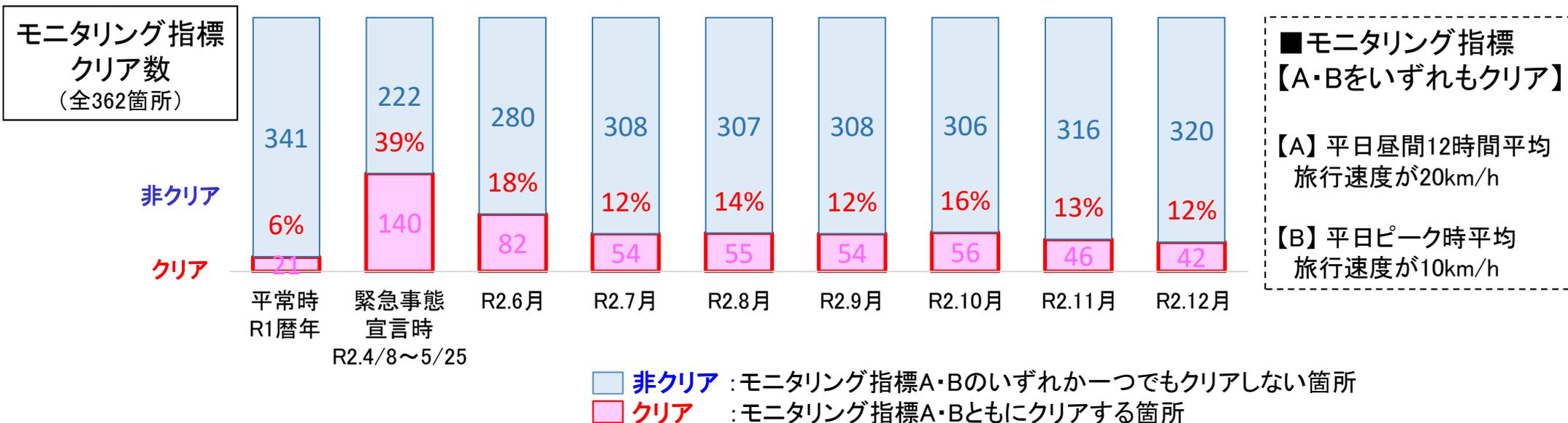
(注) R3.1の交通量は速報値である。

# 緊急事態宣言時における交通状況の変化

## (2) 主要渋滞箇所におけるモニタリング指標の変化

- 踏切を除く362箇所※1について、緊急事態宣言時では140箇所がクリアする結果となっている。
- 一方で、残りの222箇所はR2.4の緊急事態宣言時でもモニタリング指標をクリアしない結果となっている。
- 緊急事態宣言後も交通量の増加とともに、指標をクリアしている主要渋滞箇所の数が増加する傾向がみられる。

※1 主要渋滞箇所 全398箇所のうち、踏切を除く362箇所を対象に集計

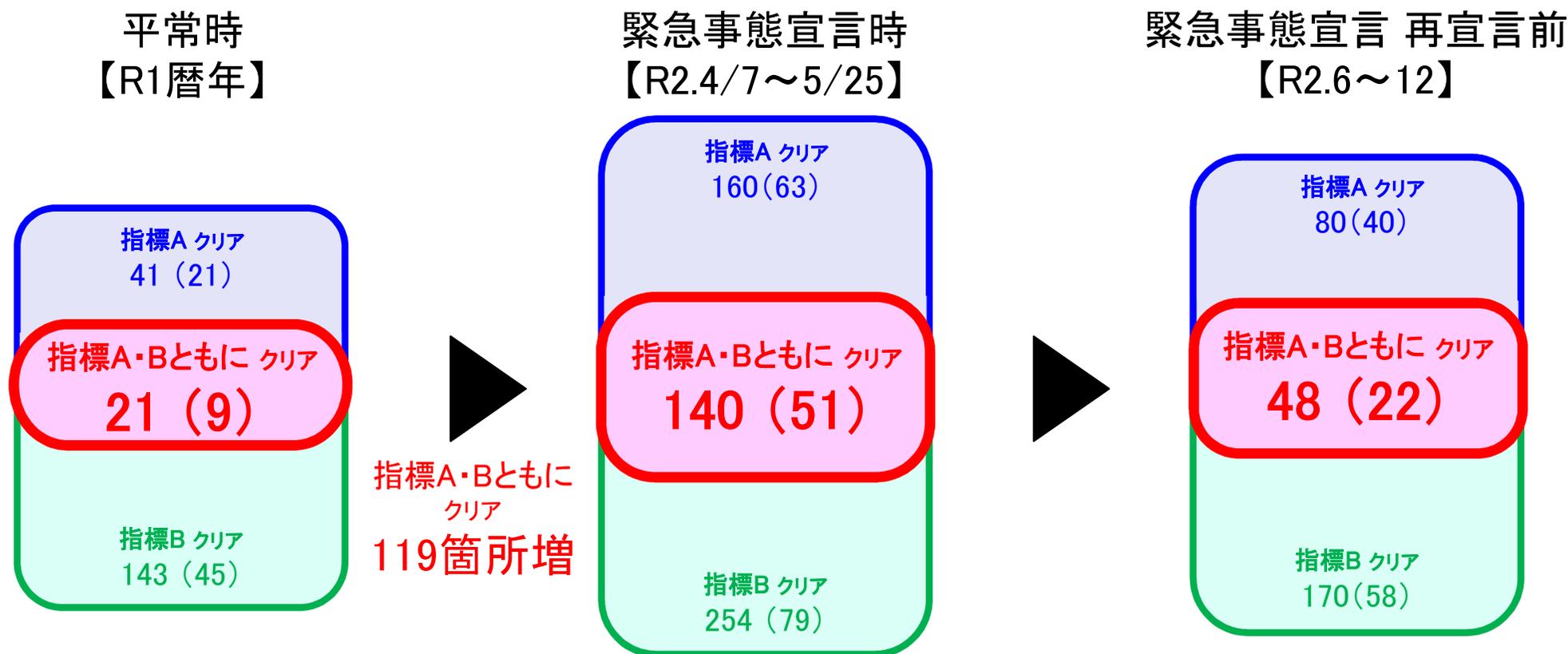


# 緊急事態宣言時における交通状況の変化

## (3) 直轄国道の主要渋滞箇所におけるモニタリング指標の改善状況

- 踏切を除く362箇所について、緊急事態宣言時(R2.4~5)において、2つのモニタリング指標が平常時(R1暦年)と比べると改善が見られ、2指標ともクリアしている箇所は、平常時の21箇所から緊急事態宣言時(R2.4~5)の140箇所となった。
- R3.1緊急事態宣言の再宣言直前(R2.6~12)は、2指標ともクリアしている箇所は48箇所となっている。

### ■モニタリング指標のクリア状況



※主要渋滞箇所 全398箇所のうち、踏切を除く362箇所を対象に集計し、いずれの指標もクリアしていない箇所を除いた箇所数を表示  
( )内は主要渋滞箇所のうち、直轄国道の主要渋滞箇所

### ■主要渋滞箇所のモニタリング指標

- 【A】平日昼間12時間平均旅行速度が20km/h
- 【B】平日ピーク時平均旅行速度が10km/h



# 交通需要の抑制(TDM)について

- 交通需要を抑制することにより、モニタリング指標をクリア(渋滞緩和)する可能性が考えられる箇所について、来年度以降、交通需要のコントロール(TDM)について検討していく予定。

## TDM ( Transportation Demand Management : 交通需要マネジメント )

交通需要の時間的、空間的な集中を緩和するため、自動車の効率的利用や公共交通への利用転換などの「**交通行動の変更**」や発生交通量の抑制や集中の平準化など「**交通需要の調整**」を行うことにより、道路交通混雑を緩和していく取組み

### ■交通行動の変更

#### ①経路の変更

混雑する道路の交通を分散させることにより、交通需要の空間的な平準化を行うもの

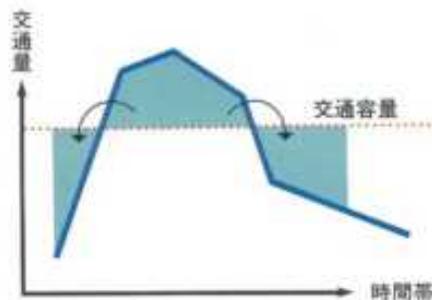
- ・交通情報提供
- ・交通管制の高度化 など



#### ②時間帯の変更

ピーク時間帯の交通をピーク時間外にシフトさせ、交通需要の時間的な平準化を行うもの

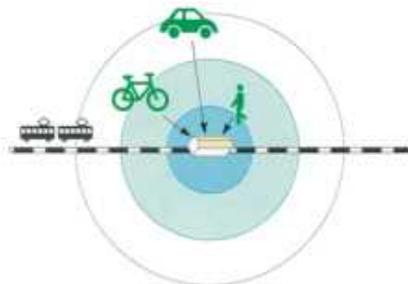
- ・時差通勤
- ・混雑を避けた納品時刻への変更 など



#### ③手段の変更

鉄道など大量公共交通機関の利用を促進するなど、自動車利用からのシフトを促すもの

- ・パークアンドライド
- ・自転車利用の促進 など



### ■交通需要の調整

#### ④発生源の調整

自動車交通の発生量を調整、抑制するもの

- ・在宅勤務
- ・ロードプライシング など



#### ⑤自動車の効率的利用

相乗りや共同集配などにより、乗車効率や貨物の積載効率を高めるもの

- ・カーシェアリング
- ・共同輸配送 など



※複数の目的に適用可能なロードプライシングなどの施策もある。

## 令和 2 年度 第 1 回 東京都移動性向上委員会 議事概要

日時：令和 2 年 8 月 18 日（火） 10:00～12:00

場所：国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 15 階第 2 会議室

## ○議事内容

- (1) 最新の交通状況による分析
- (2) 主要渋滞箇所と渋滞対策事業との対応付けの見直し
- (3) 主要渋滞箇所の解除
- (4) その他

## ○議事要旨

- (1) 最新の交通状況による分析
  - ・最新のプローブデータによる東京都内の交通状況について報告した。
  - ・道路パフォーマンス速度（他の車両に影響されことなく自由に走行できる速度）による路線別・区間別の交通状況について報告した。
  - ・交通状況の把握にあたっては、旅行速度だけではなく、所要時間の増減等で評価することも検討をするべきとの指摘がなされた。
- (2) 主要渋滞箇所と渋滞対策事業との対応付けの見直し
  - ・渋滞対策事業の影響を受ける上流側の交差点や周辺エリアにおける解除方針を検討するため、面的に寄与と思われる渋滞対策事業について影響範囲の設定方法の考え方を報告した。
- (3) 主要渋滞箇所の解除
  - ・今年度のモニタリング結果において、対策を実施後 2 年間連続でモニタリング指標の基準値をクリアしている 1 箇所については、主要渋滞箇所から解除する事が了承された。
  - ・今年度のモニタリング結果において、対策が未実施または実施中の交差点で、5 年間連続でモニタリング指標の基準値をクリアしている 3 箇所については、関係機関へのヒアリングおよび交通状況分析を実施し、次回委員会において解除の可否について審議することとした。

(4) その他

- ・事務局より、緊急事態宣言時における交通状況の変化を報告した。
- ・関東地方整備局道路計画第二課より、都市内の路上荷さばき起因する渋滞対策の考え方、道路交通アセスメント制度について情報提供された。

以上

## 東京都移動性向上委員会 規約

### (名称)

第1条 本会は、「東京都移動性向上委員会」（以下「委員会」という）と称する。

### (目的)

第2条 委員会は、公正・中立な立場から、協働をモットーとして実施する各種移動性向上方策に対して、道路利用者や国民の意識からずれがないか、さまざまな立場で議論する場と位置づけ、東京都内の渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、関係機関相互の調整を図りつつ、渋滞ボトルネック箇所について効果的な対策の推進を図ることを目的とする。

### (審議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、以下の事項について審議を行うものとする。

- (1) 渋滞発生状況の把握・分析
- (2) 主要な渋滞箇所の特定
- (3) 特定された渋滞箇所の対策検討
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

- 第4条
1. 委員会は、第2条の目的を達成するため、各種関係団体、各行政機関等をもって組織し、委員の構成は別紙のとおりとする。
  2. 委員の追加・変更は、委員会の承認を要するものとする。

### (委員長)

- 第5条
1. 委員会には、委員長を置くものとする。
  2. 委員長が職務を遂行出来ない場合は、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。
  3. 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

### (委員会の運営)

- 第6条
1. 委員会は、委員長の発議に基づいて開催する。
  2. 委員長は、委員会の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

### (守秘義務)

第7条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

### (委員会資料の公表)

第8条 委員会における資料については、委員会終了後、公表するものとする。

### (事務局)

- 第9条
1. 委員会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。
  2. 事務局は、国土交通省東京国道事務所交通対策課に置くものとする。

### (その他)

第10条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことができるものとする。

付則 この規約は、平成24年 8月22日から施行する。  
この規約は、平成26年 8月19日から施行する。

## 東京都移動性向上委員会 委員名簿

R3.2.2現在

	所属・役職	氏名	備考
委員長	東京大学 生産技術研究所 第5部/次世代モビリティ研究センター 教授	大口 敬	
委員	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所長	福本 充	
委員	国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所長	佐藤 重孝	
委員	国土交通省 関東地方整備局 首都国道事務所長	小林 達徳	
委員	国土交通省 関東地方整備局 川崎国道事務所長	五十嵐 一夫	
委員	国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所長	鈴木 祥弘	
委員	国土交通省 関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所長	関 信郎	
委員	国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局長	伊藤 義久	
委員	警視庁 交通部 交通規制課 課長代理(交通技術担当)	石田 眞悟	
委員	警視庁 交通部 交通管制課 課長代理(信号機管理担当)	児玉 和彦	
委員	東京都 建設局 道路管理部 安全施設課長	三浦 和広	
委員	東京都 建設局 道路建設部 計画課長	山本 聡	
委員	東京都 建設局 道路建設部 計画課 鉄道立体計画担当課長	秦野 裕美子	
委員	東日本高速道路(株)関東支社 東京外環工事事務所長	辻 功太	
委員	中日本高速道路(株)八王子支社 総務企画部 企画調整課 担当課長	恩田 雅也	
委員	中日本高速道路(株)東京支社 総務企画部 企画調整課長	伊原 泰之	
委員	首都高速道路(株)計画・環境部 計画調整課長	野村 和嗣	
委員	首都高速道路(株)計画・環境部 快適走行推進課長	伊藤 寛	
委員	(一社)東京都トラック協会 運行管理部長	中村 保芳	
委員	(一社)東京バス協会 安全・環境部長	高桑 毅	
オブザーバー	関東地方整備局・道路部		